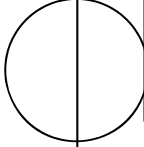
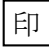


様式第一

(表)

| | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 第 号 | | |
| 家庭用品品質表示法第 19 条第 3 項の規定による | | |
| 立 入 検 査 証 | | |
| 職名及び氏名 | | |
| 写 真 |  | 年 月 日生 |
| | | 年 月 日交付 |
| 消費者庁長官、経済産業大臣、経済産業局長、 都道府県知事又は市長 | |  |

(裏)

家庭用品品質表示法抜粋

第 19 条 内閣総理大臣又は経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造業者、販売業者（卸売業者に限る。）若しくは表示業者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、販売業者（卸売業者を除く。）から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第 1 項又は第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

三 第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。